

仕 様 書

年 度 令和 6 年度

場 所 三原市中之町・深町

名 称 中之町水源地系施設統廃合基本設計業務

# 種 別 配水施設整備 第 号

期 間                      年      月      日 から                      年      月      日 まで (契約締結後                      日間)

概 要 施設統廃合計画策定業務 一式

[illegible]

# 設 計 業 務 委 託 仕 様 書

## 第1章 総則

### 第1節 適用

この仕様書は三原市中之町及び深町地域における、施設統廃合基本設計の策定に関する業務に必要な図書作成業務に適用する。

### 第2節 業務の目的

本委託業務(以下業務という)は、中之町及び深町地域の既設施設の配置及び運用に関する課題を整理し、施設の統廃合の基本設計を策定するために必要な検討資料を作成することを目的とする。

### 第3節 一般仕様書の適用

本仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

1. 設計業務等共通仕様書（広島県）
2. 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
3. その他関連規格類

### 第4節 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

### 第5節 法令等の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 第6節 中立性の保持

受託者は常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### 第7節 公益確保の責務

受託者は業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全、その他公益を害することの無いように努めなければならない。

### 第8節 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 第9節 提出書類

受託者は業務の着手及び完了にあたって、広島県水道広域連合企業団三原事務所（以下「三原事務所」という。）の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 業務着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 業務完了届 (ニ) 納品書 (ホ) 業務委託料請求書 等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

#### 第10節 管理技術者及び照査技術者

1. 受託者は管理技術者及び照査技術者を定め、専門的な知識を有し、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。
2. 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
3. 受託者は、業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

#### 第11節 関係官公庁等との協議

受託者は関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 第12節 貸与図書等

本業務の履行の上で必要となる各種資料等の三原事務所所有の資料については貸与を行う。その他必要資料については、設計協議等において受託者より願い出ること。

また、貸与に際しては、貸与品借用（返納）書を提出し、貸与期間中の管理については受託者の責任において行うこと。

#### 第13節 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

#### 第14節 成果品の検査

1. 受託者は、業務完了時に成果品検査を受けなければならない。
2. 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
3. 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 第15節 引渡し

1. 本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、成果品の検査をもって業務の完了とする。

2. 本業務の履行期間は、令和7年1月31日までとし、このうち、検査期間として10日間を見込んでいる。受託者は履行期間の終期日の10日前（終期日の10日前が土曜日、日曜日、祝日等に当たる場合はその前日）までに業務を完了するとともに、調査職員を通じて業務完了通知書を提出するものとする。

#### 第16節 疑義の解決

本仕様書に定める事項に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で必要がある場合は、協議して定めるものとする。

### 第2章 調査

#### 第1節 調査すべき対象物

設計に関連する水道施設の設備、配管、構造物、及び管路等とする。

#### 第2節 調査方法

現地調査、完成図書及び関係諸官公署、企業者等の図面により調査するものとし、特に重要な箇所では不明確と考えられる箇所については調査職員に報告してその指示を受けること。

#### 第3節 調査事項

既設及び計画施設の機器の仕様、構造、能力、構造物の位置、形状、寸法、及び管路とする。

### 第3章 一般

#### 第1節 打合せ

1. 業務の実施にあたって、受託者は調査職員と密接な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
2. 業務着手時及び業務の主要な区切りについて、受託者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

#### 第2節 基準等

業務にあたっては、調査職員の指示する図書及び本仕様書第7章準拠すべき図書に基づき、業務を行わなければならない。

## 第4章 作業内容

### 第1節 一般事項

三原事務所の指示する設計要領、様式、計画図書に基づき、実施設計に必要な図書の一切を作成するものとし、受託者との設計協議は基本的には初回・中間としているが、設計業務中に疑義を生じた場合は、速やかに調査職員と協議しその結果、後日疑義を生じないように記録整理しておくものとする。

### 第2節 資料

計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

### 第3節 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

### 第4節 作業項目

#### 1. 設計協議

本業務の業務内容の確認（要望事項・内容、作業方針・工程、検討事項・内容等の協議確認）、及び貸与資料の確認、作業中に発生する諸条件の処理に関する確認を行うこと。また、協議事項は議事録を提出し、交互に誤認を生じないよう努めること。

議事録は 2 通提出し、三原事務所の内容確認押印後、1 通を受託者に返却する。

#### 2. 現地調査

統廃合を行う対象施設と周辺状況、また管路を現地踏査し状況把握を行うこと。また、構造物、設備等の状況を目視にて調査を行うこと。

#### 3. 現況の把握

対象施設、及び管路の諸元を把握し、整理をすること。また、配水量の実績、水圧の実測値等を整理し、対象地域の課題を整理すること。

#### 4. 管網計算

現況の管網モデルを作成し、それらを解析して問題点、改善点を整理すること。また、施設の統廃合後の管網モデルを作成し、施設整備の妥当性を確認すること。

## 5. 施設計画

現況の問題点、改善点や水需要予測に基づいて、対象施設の新設を含めた統廃合計画の策定を行うこと。

## 6. 概算事業費の算定

施設計画に基づいて、必要な施設整備費用を算定すること。

## 7. とりまとめ

検討結果をとりまとめて報告書の作成を行うこと。

## 8. 審査

設計照査に際しては照査技術者がこれに当たるものとする。

# 第5章 審査

## 第1節 審査の目的

受託者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより業務の高い質を確保するとともに、さらに審査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

## 第2節 審査の体制

受託者は、遺漏なき審査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

## 第3節 審査事項

受託者は、以下に示す事項について審査を実施しなければならない。

1. 基本条件の確認内容について
2. 比較検討の方法及びその確認内容について
3. 施設計画(配置計画、構造計画等をいう)の妥当性について
4. 概算事業費の算定の妥当性について

# 第6章 提出書類

## 第1節 提出図書

提出図書は次の事項により提出しなければならない。

## 第2節 設計関係提出図書

### 1. 報告書

### 2. その他必要と思われる図書

## 第3節 提出部数

報告書 一 式

根拠資料 一 式

電子データ 一 式

また、成果品一式を PDF データに変換し提出すること。

## 第7章 準拠すべき図書

業務は下記の掲げる該当図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

1. 水道施設の技術的基準を定める省令（国土交通省）
2. 水道施設設計指針（日本水道協会）
3. 水道維持管理指針（日本水道協会）
4. 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
5. その他関連基準

## 工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|----|-----|-----|--------|-----|
| 設計業務                  | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 直接原価                  | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 直接原価(積上)              | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 設計協議                  | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 基本方針策定                | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 基本事項決定                | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 整備内容決定                | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 基本計画とりまとめ             | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 照査                    | 1   | 式  |     |     |        |     |

| 工 事 数 量 総 括 表         |     |     |     |     |        |     |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
| 直接経費                  | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 旅費交通費                 | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 連絡車(ライトバン)運転費         | 3   | 日   |     |     |        |     |
| 電子成果品作成費(率計上分)        | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 直接原価計                 | 1   | 式   |     |     |        |     |
| その他原価                 | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 業務原価                  | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 一般管理費等                | 1   | 式   |     |     |        |     |
| 設計業務価格                | 1   | 式   |     |     |        |     |
|                       | 1   | 式   |     |     |        |     |

工 事 数 量 総 括 表

| 費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目 | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 明細単価番号 | 基 準 |
|-----------------------|-----|----|-----|-----|--------|-----|
| 消費税等相当額               | 1   | 式  |     |     |        |     |
| 合計                    |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |
|                       |     |    |     |     |        |     |